

住宅の固定資産税を 免除[!]します



この事業は、将来にわたって快適に暮らしていけるまちづくりを進めるため、まちなか居住区域の定住人口を維持し、暮らしに必要な生活サービスや都市の活力を持続させることを目的としています。

(長岡市立地適正化計画定住促進条例に基づく事業です。)

長岡市への移住・定住を応援

対象者

- ・市外からまちなか居住区域へ転入された方
- ・まちなか居住区域外から同一地域内のまちなか居住区域へ転居された方 など

免除額

居住部分の床面積に係る
固定資産税額の

1/2

※上限額の指定あり

免除期間

3年間

(子育て世帯[※]は
5年間)

※16歳未満の扶養親族と居住されている場合

国の支援制度「新築住宅に係る固定資産税の減額措置」や
市の支援制度「住宅リフォーム支援事業」などの他支援制度とも併用可能



市のホームページ(事業)

お問い合わせ先：長岡市 都市整備部 都市政策課 ☎ 0258-39-2225(直通)

〒940-0062 新潟県長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト8階

本事業の詳しい内容は、[市のホームページ](#) または
[パンフレット](#) をご覧ください。

対象住宅・
対象エリアなどは
裏面へ

概要

支援メニュー①

対象者

市外から転入された方

もしくは

同一地域内のまちなか居住区域外から転居された方

対象住宅

令和5年1月2日以降に、購入、新築等をして、対象者が居住されている専用住宅・併用住宅(居住割合1/2以上)

免除額

居住部分の床面積に係る税額の**1/2**
(上限10万円/年)

免除期間

3年間 / 子育て世帯は**5年間**

支援メニュー②

対象者

企業・学校・個人事業主の方

対象住宅

令和5年1月2日以降に、購入、新築等をされた従業員用・学生用宿舎(併用住宅の場合は居住割合1/2以上)

免除額

居住部分の床面積に係る税額の**1/2**
(戸建：上限10万円/年
戸建以外：上限5万円/年/戸)

免除期間

3年間

支援メニュー③

対象者

市外から転入して、従前の居住者と同居された親族

もしくは

同一地域内のまちなか居住区域外から転居して、従前の居住者と同居された親族

※ 従前の居住者の子、子の配偶者、孫、父母、祖父母など。

対象住宅

令和5年1月2日以降に、新築、改築等をして、従前の居住者と対象者(新居住者)が同居されている専用住宅・併用住宅(居住割合1/2以上)

※ 従前の居住者が居住されている土地に立地していること。

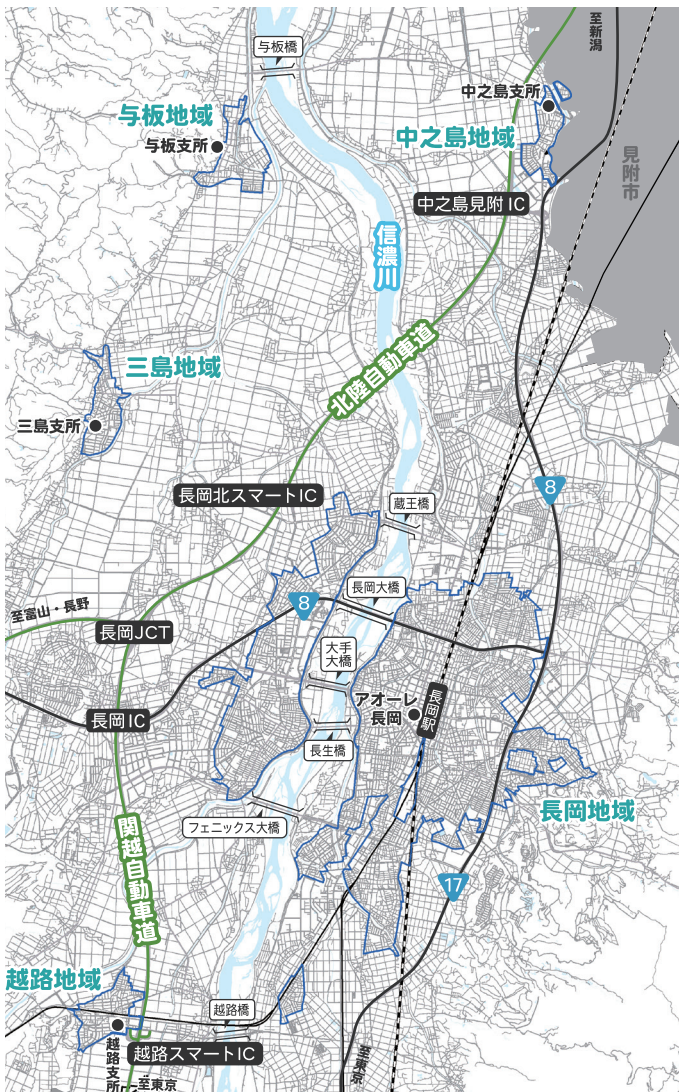
免除額

居住部分の床面積に係る税額の**1/2**
(上限15万円/年)

免除期間

3年間 / 子育て世帯は**5年間**

対象エリア(まちなか居住区域)



まちなか居住区域の確認は「ながおか便利地図」で！

スマートフォンの場合



- ① 「都市計画・立地適正化計画情報」を選択し、利用許諾を確認する。※同意すると利用可能
- ② 住所を指定して検索すると、検索した住所付近が地図上で **+** マークにより表示されるため、調べたい場所を確認し、選択する。
- ③ 詳細情報が表示されるため、「立地適正化計画誘導区域」欄により、まちなか居住区域であるか確認する。

本事業に関する注意事項

- ・ 対象住宅は、まちなか居住区域で購入等をされた住宅であること。
- ・ 対象者は、対象住宅の購入等をされた日前の1年以上にわたり、市外等への居住実態があること。
- ・ 同一地域とは、対象エリアのまちなか居住区域と同一の地域をいう。
- ・ 提出期間内に申請書等を提出されない場合は、免除期間が短縮となる。